

(第6回)児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する検討事項等について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課、家庭福祉課

検討事項

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係の調整のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

【現行制度と現状】

○ 平成25年度の実績

所内一時保護:21,281件(内、児童虐待10,105件(47.5%))

一時保護委託:12,016件(内、児童虐待5,382件(44.8%))

所内一時保護の平均保護日数:29.0日

※以上、平成25年度福祉行政報告例から

○ 年間平均入所率が100%を越える一時保護所は6か所。また、81~100%の一時保護所は24か所 (平成25年1~12月の間の一時保護所(132か所)の平均入所率)

* 平成26年4月の一時保護所数 134カ所

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ

○ 一時保護の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を示している。

○ 一時保護解除の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を示している。

○ 児童虐待を主訴として一時保護した件数の内、施設入所または里親等委託した件数は28.1%であり、一時保護所から帰宅等の件数は67.3%となっている。※平成25年度福祉行政報告例から

○ 一時保護所の設置主体は、都道府県、指定都市等

課題(2) 親子関係の調整のための取組

○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

【現行制度と現状】

- 児童相談所と施設、児童家庭支援センターにおいて親子関係再構築の支援を実施。
- 施設においては、①施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の義務化や心理療法担当職員の配置、②平成24年3月に施設種別ごとの施設運営指針及び里親養育指針を定め、その指針の中で家族への支援について規定、③平成25年3月に施設種別ごとの親子関係再構築支援事例集を作成し、平成26年3月に親子関係再構築支援ガイドラインを策定するなどにより親子再構築支援の充実を推進。
- 児童家庭支援センターにおいても、親子関係再構築支援を行うことが可能とされている。
- 児童相談所と施設が連携の上、親子関係の調整を行う必要があるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間をとられるため十分な対応ができていない場合がある。
- 入所児童は必ずしも家庭復帰できる児童だけではない。(児童の今後の見通し「保護者のもとへ復帰」乳児院:23.4%、児童養護施設27.8%(H25.2))
- 児童家庭支援センターを有効に活用している自治体がある一方、設置していない自治体(22自治体/全69自治体)もある。

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法

【現行制度と現状】

- 施設職員が学校と連携し入所児童の進路指導を実施。職業指導員配置施設では、職業指導員が実習指導や就職活動を支援。
- 就職支援以外の自立に向けた支援(ビジネスマナー・金銭管理等)についても、施設職員が指導する中で支援。
- 支援が必要な場合には20歳に達するまで措置延長が可能。
- 職業指導が直ちに就労に結びつかない場合がある。また、職業指導員の配置施設数も多くない。
(H26:44か所(児童養護施設等))
- 大学等進学する入所児童が少ない。
 - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童養護施設入所児童のうち、平成26年5月1日現在の進路の割合:大学等11.4%
専修学校等…11.2%
- 就職又は大学等進学したが、1年以内で離職又は退学する児童等が多い。
 - ・就職したが1年以内で離職した児童等の割合:43.0%(中学卒業児童)、26.6%(高校卒業児童等)
(H24全国児童養護施設協議会)
※全国の中学(高校)卒業後就職者1年目離職者の割合:40.4%(中学卒業)、19.9%(高校卒業)
(厚生労働省HP「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」)
 - ・大学等進学したが中途退学した施設入所児童等の割合:年平均6.2%(H24全国児童養護施設協議会)
※全国の大学等中途退学者の割合:2.65%
(H24文部科学省)
- 一時保護中に児童が18歳に到達した場合、一時保護の継続及び施設入所措置を行うことができない取扱いとしている。
- 措置延長後(18歳以上)に措置変更ができない取扱いとしている。

課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

②里親や里親に委託している児童に対する支援

【現行制度と現状】

- 里親支援について児童相談所や施設等の里親支援機関が担っている。
- 里親委託児に係る自立支援計画は児童相談所が作成することとなっている。
- 里親は、委託解除されることを心配して児童相談所への相談を躊躇してしまうとの声がある。
- 里親委託児は大学等への進学割合が比較的高く、里親の持ち出しによる金銭的負担が大きいとの声がある。
また、委託解除後も関係を持ち実家的役割を担うが、公費負担制度がないため、さらに金銭面等の負担が大きくなるという声がある。
 - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路：
里親・・・大学等23.3% 専修学校等・・・20.0% 児童養護施設・・・大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
 - ※全高卒者・・・大学等53.8% 専修学校等・・・23.1%(学校基本調査)

課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫

【現行制度と現状】

- 自立援助ホームは、義務教育終了後の児童が20歳に達するまで入居できる事業であり、就労しながら自立に向けた支援を行うもの。(H26. 10現在:118か所)
- 児童養護施設入所児童等の場合、20歳に達するまで措置延長することは可能。
- 自立援助ホーム、児童養護施設等の措置延長の仕組みは、20歳に達するまでの制度であり、20歳以上になると児童福祉での支援は生活・就労の相談支援のみであり、取組みが十分ではないとの声がある。
- 児童養護施設退所児童等の支援の一つに自立援助ホーム(就労を前提)があるが、就労している児童等がいる一方、離職等により就労していない児童等もいる。
- 【再掲】就職又は大学等進学したが、施設退所後1年未満で離職又は退学する児童等が多い。

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

② 施設退所児童のアフターケア

【現行制度と現状】

- 児童福祉法の児童福祉施設の各施設の定義の中で、退所児童等に対する相談その他の援助について規定。
- 退所児童等アフターケア事業(社会福祉法人、NPO等へ委託可)による退所児童等に対する生活及び就労に関する相談支援を実施。(H26. 10:20か所)
- 退所後も引き続き見守り支援等が必要な児童については、児童家庭支援センター等に対する指導委託(行政処分)が可能。
- 施設では入所児童の支援が中心であるため、本来行うことになっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。
- 退所児童は全国にいる一方、退所児童等アフターケア事業を実施している事業者は限られている。
- 児童家庭支援センターに対する指導委託に地域差があり、全体としては低調。(年0～19人(H25全国児童家庭支援センター協議会))
- 【再掲】20歳以上になると児童福祉での支援が退所児童等アフターケア事業などの生活・就労の相談支援はあるが、日常生活支援は手薄になる。